

2011年9月9日

お客様各位

株式会社ベッコアメ・インターネット
ビジネスソリューション部

電気事業法第27条に基づく電気使用制限の緩和について

謹啓

平素より格別のお引き立てを有難うございます。
また、今年の3月に発生しました東日本大震災以降節電にご協力いただきありがとうございます。
8月30日に経済産業省から電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和について公表されましたので、下記の通りご報告申し上げます。

敬具

記

平素より節電への御理解・御協力をいただき、御礼を申し上げます。
今般、電力需給に関する検討会合が開催され、東北電力管内・東京電力管内の需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、
①9月2日（金）を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
②9月9日（金）を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
が決定されました。

使用制限の解除後の対応について

使用制限解除後の対応につきまして、9月下旬に残暑が戻る可能性もあることから、引き続きお客様に影響のない節電を実施して参ります。
お客様におかれましては、節電対応に関しまして引き続きご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

何卒宜しくお願い致します。

以上